



いわき市
防犯カメラ設置支援モデル事業

補助金について



いわき市役所生活安全課

—もくじ—

1.補助金の目的	1
----------	---

2.補助金の概要

3-1 補助対象団体	2
------------	---

3-2 補助対象事業	2
------------	---

3-3 補助対象経費	3
------------	---

3-4 補助金の額	3
-----------	---

(別添資料)

資料1 いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業

補助金要綱

資料2 いわき市補助金等交付規則

資料3 いわき市防犯カメラの設置及び運用に関する

ガイドライン

1.補助金の目的

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や早期発見・早期解決だけでなく、体感治安の向上、並びに地域の高齢者や子どもの見守りにも有効です。

また、街灯防犯カメラが設置されていることにより、ドライバーや歩行者に交通ルールを遵守するよう働きかけることができ、交通事故や違反行為の抑制にも効果が期待できます。

本市では、市民の命・暮らしを守るため、防犯カメラの設置費用の一部を助成することで、安全で安心なまちづくりの推進を目的に実施するものです。

2.補助金の概要

2-1 補助対象団体

自治会、町内会、区などの地域住民組織

よくある質問(Q & A)

Q.商店会や商工会、PTA、防犯協会から申請することは可能か。

A.当該補助金は自治会等の自主的な防犯活動を補助することが目的のため、できません。

2-2 補助対象事業

目的の効果を得るため道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するための防犯カメラで、次のすべてに適合するものが対象となります。

○補助対象団体が所有し、整備、運用及び利用されるものであること。

○補助対象団体の中で、次のことについて総会等で同意を得ていること。

- ・防犯カメラを設置すること
- ・設置した防犯カメラを維持管理すること
- ・設置費用及び維持管理経費を団体が負担すること

○撮影範囲内の住民や事業者等の同意が得られていること。

○『いわき市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』に沿った防犯カメラ設置・運用規程（以下：運用規定）が整備されていること。

よくある質問(Q & A)

Q1.団体内での総会等における同意や、撮影範囲内の住民や事業所からの同意を得ていることについて、同意書や確認書などの提出は必要か。

A1.同意書など書類の提出は不要ですが、設置後にトラブル等には発展しないよう、きちんと同意を得るようにしてください。

Q2.運用規定についてはいつまでに作成すればいいのか。

A2.交付申請書の提出の際に添付していただきますので、事前協議の結果、交付対象となったのち、速やかに作成してください。

2-3 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
(防犯カメラ本体や録画装置等の購入費用、独立柱等の設置経費など)
- ・ 防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費

※ 補助対象外となるもの

防犯カメラの更新に係る費用、レンタル・リース費用、各種許可申請等に係る費用、機器の保守点検・電気料等の維持管理費、PC購入費 等

よくある質問(Q&A)

Q1.映像を確認するためのモニターの設置費用は補助の対象か。

A1.対象ですが、モニター等で常時、映像が確認できる状態は監視カメラとして捉えられる懸念がありますので、モニターの設置は推奨していません。

Q2.看板の設置は必須条件か。

A2.必須ではありませんが、設置することで犯罪抑止の効果が期待されるため設置を推奨します。

2-4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満切捨て)

ただし、防犯カメラ1台につき15万円が上限。

よくある質問(Q&A)

Q1.(複数台設置する場合)看板や独立柱の設置費用はどのように考えたらよいか。

A1.防犯カメラ本体及び付属品以外の購入費用や設置工事にかかる費用については、その総額を設置する台数で按分した金額を補助対象経費として算定します。

(例)

・独立柱を1本設置し、そこに3台の防犯カメラ及び看板を2箇所を設置した場合
(独立柱の設置費用 60,000円、防犯カメラ(1台)100,000円、看板設置費用30,000円)

1台あたりの補助対象経費は130,000円(100,000円+(60,000円+30,000円)/3)となり、
補助金の額は195,000円(130,000/2×3台)となります。

Q2.1台あたりの補助対象経費が350,000円の防犯カメラを設置した場合の補助金の額は。

A2.補助対象経費の2分の1以内の額かつ、防犯カメラ1台につき15万円が上限のため、補助金の額は150,000円になります。残りの200,000円は団体の負担となります。

掲載内容に係る問合せ・申請先

〒970-8686

いわき市平字梅本21番地

いわき市役所 生活安全課 交通安全防犯係

電話：（22）1152